

平成20年度コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業公募要領

平成20年5月9日

環境省総合環境政策局環境計画課

1. 事業目的

本事業は、コミュニティ・ファンド及び地域の環境保全に資する事業を行う環境コミュニティ・ビジネス事業者（以下「事業者」という。）等に対し、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減に資する事業（可燃性天然ガス及び非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化に資する設備の普及の促進に資するものに限る。以下「温暖化防止事業」という。）の事業内容の見直しに係る検討のために必要な経費を国が交付することにより、地域活性化にも資する自立的な温暖化防止事業の促進・普及を図ることを目的とします。

2. 事業の趣旨

地球温暖化をはじめとする環境問題解決に向け、地域における多様な担い手による取組が注目されています。こうした中、身近な環境問題解決に向けて、ビジネス的手法を用いながら自立的に取り組む環境コミュニティ・ビジネスの促進・普及は、地域における継続的な問題解決のためのひとつの方策として極めて重要です。一方、こうした環境コミュニティ・ビジネスの多くは、意欲はあっても資金面・人材面での体制が不十分であり、経営手法や環境改善手法に関するノウハウが不足しているのが実情です。

このため、本事業では、こうした環境コミュニティ・ビジネスを支える仕組みが各地域で構築されることが喫緊の課題と捉え、地域において環境保全活動を行う者が持つ「成長意欲」や「社会的課題の解決意欲」をビジネスとして育て、継続的な活動ができるよう、各事業の発展段階（事業実施上必要な資金需要の規模や事業の成熟度等）ごとに必要なサポートを提供できる地域連携システムを実証的に構築するモデル事業（以下「交付金事業」という。）を全国から広く募集します。

本年度は特に、環境問題解決に関心を持つ投資家や出資者の意思を、より多様な形で社会に生かす観点から活動を行うコミュニティ・ファンドや、環境コミュニティ・ビジネスの持続的経営・地域における連携を促進させる機能を果たす中間支援組織、環境コミュニティ・ビジネスを成功へと導く専門家等、地域における様々な主体の役割と連携の重要性に着目し、こうした主体によるサポートシステムをモデル事業として実証的に構築することとします。その上で、

環境コミュニティ・ビジネスの資金調達を円滑にするための方策を含め、地域において市民出資等を活用しつつ環境コミュニティ・ビジネスを支えるための方策について検討・提言することを求めます。

注) 本交付金は、事業計画を策定・検証するための検討作業に対する支援を行うものであり、設備導入費用やファンドの原資に充てられるものではありません。

3. 応募主体

公募の対象は、コミュニティ・ファンド、事業者、中間支援組織等により構成される環境コミュニティ・ビジネスの促進のための地域協議会（以下「協議会」という。）とします。

なお、交付金事業を行う際は、管轄の地方環境パートナーシップオフィス（以下「地方 EPO」という。）の助言を得ながら行うものとします。また、必要に応じ金融機関、行政機関、民間企業や大学等のステークホルダーとも連携・協力することとします。

4. 交付金事業の概要

交付金事業は、コミュニティ・ファンド等からの投資又は融資等、市民出資による資金調達に関する検討を必要としている環境コミュニティ・ビジネスに対し、環境面、経済面、社会面の観点からサポートするための仕組みについて、協議会が実証的に構築することを目的として行う以下に掲げる事業とします。

(1) 地域連携のあり方に関する検討

①環境コミュニティ・ビジネスを支える仕組み（地域連携）の可能性に関する検討

環境コミュニティ・ビジネスを支援するノウハウやネットワークを有する組織が、これまでの支援の経験や現在あるリソースを踏まえ、環境コミュニティ・ビジネスが持続的経営を行うための支援方法について検討を行い、環境コミュニティ・ビジネスを支える仕組み（地域連携）のあり方を実証的に検討・提案する。

また、交付金事業終了後も、構築された地域連携が持続的に維持されるための方策についても、あわせて検討・提案する。

②環境面・金融面でのコンサルティングサービスの提供と協力関係の構築に

関する検討

環境コミュニティ・ビジネスの発展段階に応じ、コミュニティ・ファンドや中間支援組織等に求められる環境面・金融面でのコンサルティングサービスの内容や提供方法について検討・提案する。またその際の事業者とのコミュニケーションのあり方や協議会内での役割分担、協議会以外の支援者との協力関係の構築方法等について検討・提案する。

③地方 EPO や金融機関等の連携可能性に関する検討

市民出資をより一層促し、環境コミュニティ・ビジネスの支援を最適化する上で、地方 EPO や金融機関等の地域で活動する主体とどのような連携可能性が考えられるか検討・提案する。

(2) 交付金事業の成果に関する共有

交付金事業を実施する協議会間において、環境省が別途提供する共有の場で、中間報告や成果発表を通じ、知見の共有を行うことで、各事業の改善につなげる。

5. 選定箇所数、交付金額

公募に対する提案の中から、概ね 5 つ程度を交付金事業として選定します。
1 事業あたりの交付金額の上限は 8,000 千円程度とします。

6. 事業期間

事業期間は、交付決定の日から平成 21 年 2 月 28 日までの単年度とします。

7. 応募期間・応募方法

(1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は、「コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業提案概要【別添】」とします。必ず、様式に従って作成してください。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

・提案概要【別添】※シートが 12 枚に分かれていますのでご注意ください。

(2) 応募書類の提出方法について

①提出方法 メール、郵送、持参のいずれか

・提出先：環境省総合環境政策局環境計画課担当（末尾参照）

- ・メールの際は、件名を「CFモデル事業応募書類提出」としてください。
- ・郵送の場合は、封筒等の表に、必ず赤字で「CFモデル事業応募書類在中」と記載してください。
- ・メール、郵送いずれの場合も、発送した旨を必ず電話でご連絡ください。

②提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返還しません。

③応募書類の受付期間

平成20年5月9日(金)～平成20年5月30日(金)必着

応募期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募として受け付けません。

8. 審査方法

書類選考による一次審査を経た後、有識者による「コミュニティ・ファンド等のあり方検討会（仮称）」（以下、「検討会」という。）による二次審査により採択事業を決定します。審査のため、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出、検討会への出席・説明を求める場合があります。

なお、審査結果についてはホームページ等を通じて公表します。

9. 採択の要件

(1) 環境コミュニティ・ビジネスの要件

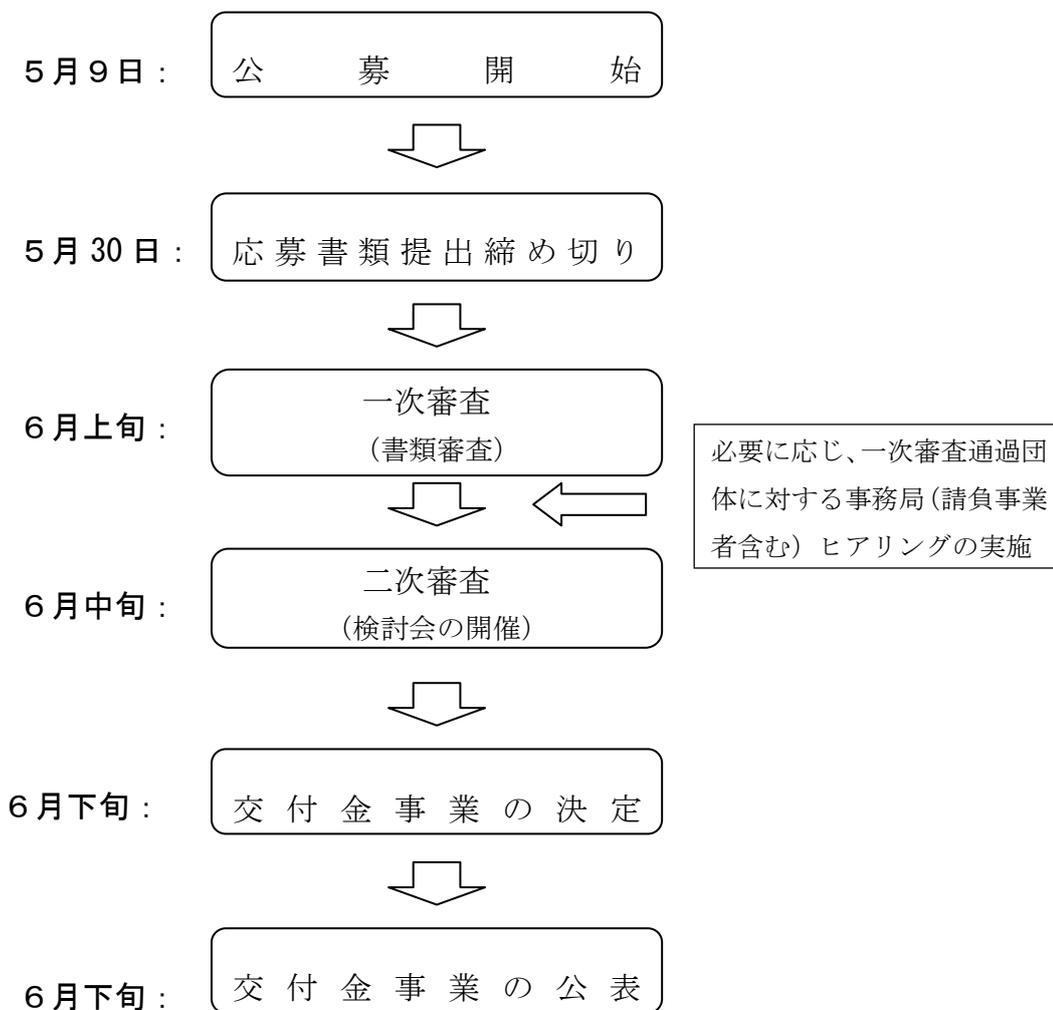
- ①コミュニティ・ファンドからの投融資等、何らかの市民出資による資金調達手段の検討を必要としていること。
- ②エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果など環境保全効果を有するほか、地域活性化にも資すると認められること。
- ③地域資源を的確に把握・活用し、持続的経営の見込みがあること。
- ④住民や行政、金融機関、民間企業等の地域における幅広い主体との協働が期待できるものであること。

(2) 交付金事業の要件

- ①協議会が設立されている又は交付金事業実施時まで設立されることが見込まれていること。
- ②事業実施上必要な資金需要の規模や事業の成熟度等を考慮した最適な資金調達手段や、環境面の助言機能の強化等について検討・提案できる体制を有していること。

- ③環境面、経済面、社会面の観点から、持続的で適切な手法であること。
- ④全国的なモデルとして他の地域への波及効果を持つと見込まれる手法であること。

10. 交付金事業決定等のスケジュール



11. 採択された場合の留意点

協議会は、交付金事業に関して、環境省及びその請負事業者（5月に決定予定）が行う調査等に協力することが求められます。協力の内容は、有識者による検討会への出席（年1～2回程度）、交付金事業実施者間の情報共有（年1～2回程度、東京にて）、報告書（A4、50頁程度）の作成等を想定していますが、事業の進捗により変わる場合があります。なお、検討会等への出席を依頼する場合の旅費については、別途環境省が負担します。

12. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力電子メールにてお願いします。その際の電子メールの件名（題名）は、「CFモデル事業公募問い合わせ」としてください。

<担当>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
(合同庁舎第5号館25階)

環境省 総合環境政策局 環境計画課 地域政策係
TEL 03-3581-3351(内線 6222) / FAX 03-3581-5951
Email SOKAN_CHIIKI@env. go. jp